令和４年第２回　飯塚市議会会議録第１号

　令和４年５月２６日（木曜日）　午前１０時００分開議

○議事日程

日程第１日　　５月２６日（木曜日）

第１　開　　　会

第２　会期の決定

第３　議案の提案理由説明、質疑、委員会付託

１　議案第５２号　飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例  
（　総務委員会　）

２　議案第５３号　専決処分の承認（令和３年度 飯塚市一般会計補正予算（第１２号））  
（　総務委員会　）

３　議案第５４号　専決処分の承認（飯塚市税条例の一部を改正する条例）  
（　総務委員会　）

４　議案第５５号　専決処分の承認（飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）  
（　協働環境委員会　）

○会議に付した事件

　議事日程のとおり

○議長（松延隆俊）

　これより、令和４年第２回飯塚市議会臨時会を開会いたします。

「会期決定」の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日から５月２７日までの２日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

　（「異議なし」と呼ぶ者あり）

　ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日から５月２７日までの２日間とすることに決定いたしました。

「議案第５２号　飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」から「議案第５５号　専決処分の承認（飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」までの４件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。久世副市長。

○副市長（久世賢治）

　ただいま提案されました議案のうち、まず予算関連議案から、提案理由の説明をいたします。

議案書８ページの「議案第５３号」の専決処分の承認につきましては、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき専決処分をしましたので、報告を行い、承認を求めるものでございます。令和４年３月２５日専決と記載しております一般会計補正予算書の３ページをお願いいたします。「専決第３号　令和３年度 飯塚市一般会計補正予算（第１２号）」につきましては、ふるさと応援寄附金、企業版ふるさと応援寄附金にかかる決算見込額の増加に伴う関連経費等を補正するものでございます。第１条で、歳入歳出予算の総額に６億２１２１万９千円を追加いたしまして８９０億６５２６万円とし、第２条で、繰越明許費の補正をするものでございます。なお、内容の説明につきましては省略させていただきます。

続きまして、予算関連以外の議案についてご説明いたします。議案書３ページをお願いいたします。「議案第５２号　飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」につきましては、令和３年人事院勧告に伴い国家公務員の給与の改定が行われましたので、これを参考にして職員の期末手当の支給率を改定、また、飯塚市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例等の読替えの文言を整備するものでございます。

９ページをお願いいたします。「議案第５４号」と「議案第５５号」の２件の専決処分の承認につきましては、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき、専決処分をしましたので、報告を行い、承認を求めるものでございます。「議案第５４号　飯塚市税条例の一部を改正する条例」につきましては、地方税法の改正に伴い関係規定を整備するものでございます。主な改正内容としましては、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、激変緩和の観点から、令和４年度に限り商業地等に係る課税標準額の上昇幅を２．５％とするものでございます。

１７ページをお願いいたします。「議案第５５号　飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」につきましては、地方税法施行令の改正に伴うもので、賦課限度額について、基礎課税額分を２万円増の６５万円、後期高齢者支援金等課税額分を１万円増の２０万円に引き上げるものでございます。

以上、簡単ですが、提案理由の説明を終わります。

○議長（松延隆俊）

　ただいまより議案に対する質疑を受けますが、質疑される議員におかれましては、秩序正しく能率的な審議を行うため、会議規則第５１条に基づき、簡明な質疑を行っていただきますようお願いいたします。また、質疑が長時間に及ぶ場合には、会議規則第５２条に基づき、議長において、質疑の回数を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了解願います。

質疑を許します。質疑はありませんか。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　日本共産党の川上直喜です。「議案第５５号　専決処分の承認（飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」という議案になっておりますけれども、「地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１号の規定により」となっております。どういう規定なのか、お尋ねをします。

○議長（松延隆俊）

　暫時休憩いたします。

午前１０時０９分　休憩

午前１０時１１分　再開

○議長（松延隆俊）

　本会議を再開いたします。医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

　失礼しました。地方自治法第１７９条第１項ですが、「普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第１１３条ただし書の場合においてなお会議が開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる」というふうになっております。

○議長（松延隆俊）

　暫時休憩いたします。

午前１０時１２分　休憩

午前１０時１３分　再開

○議長（松延隆俊）

　本会議を再開いたします。医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

　失礼しました。地方自治法第９６条第１項第１号の規定ですが、まず第９６条で、「普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない」となっております。第１項ですが、「条例を設け又は改廃すること」と定められております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　議長、質問が長くなるのは、質問者の責任ではありません。それで、今回なぜ専決処分をしたのかお尋ねします。

○議長（松延隆俊）

　医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

　今回の地方税法施行令の改正ですが、３月３１日に公布されまして、施行が４月１日であったことによるものです。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　地方税法の改正、関連しているところがあるということなんですけれど、どういう内容ですか。

○議長（松延隆俊）

　医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

　施行令の改正ですが、今回の議案で上げております所得割額の基礎課税額の上限を６５万円とし、後期高齢者支援金等課税額の限度額を２０万円とするという内容になっております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　地方税法の改正は、上限をそこまでにするという説明ですよね。ということは、そこにしなければならないという義務規定になっているんですか。もしくは、そこまで上限とするので上げることもできるという、できる規定なんですか。

○議長（松延隆俊）

　医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

　地方税法の規定では、政令で定めることを超えることができないとありまして、上限を定めているだけで、条例で政令の額より低い額を設定できないことはないようになっております。ただし、福岡県国民健康保険運営方針によりまして、福岡県では現状として、政令基準によらない限度額を設定している市町村はなく、また保険料の均一化について、今、県のほうといろいろ協議があっておりますけれど、医療費水準の県内均一化を図りながら中長期的に行うこととしておりますので、賦課限度額は国の政令基準とするとしていることから、本市が独自に基準を定めることは適切でないと考えております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　聞いていないことまで言ってくれているので、反論せざるを得なくなるわけだけれど、３月議会で、私が高過ぎる国民健康保険税を引き下げないという予算には反対しましたよ。向こう２年間の税額について、３月の議会であなた方が提案し、議会で決まったばかりなんですよ。国のほうで賦課限度額をここまで上げましょうという、上限を上げましょうという。もう動いていたわけですよ。それを承知で、賦課限度額はこれで行きますというのを３月議会に提案して決めたばかりなんですよ。そして、議会が終わって１週間で税法が変わったからといって、１日で専決処分ですか。しかも、上げなければならないというふうに法律はなっていない。これはもしかしたら、市民の中からはだまし討ちではないかという声が上がるかもしれない。そのように議会で審議をするいとまがなかったので、市長の一存で判こを押してやりましたというようなやり方はおかしくないですかというふうに思うわけですよ。市長、こういうやり方は大丈夫なんですか、あなたの政治姿勢では。お尋ねします。

○議長（松延隆俊）

　市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

　先ほど担当課長のほうからも説明がありましたけれども、福岡県の国民健康保険運営方針によりますと、今後、保険料の均一化について医療水準の県内均一化を図りながら中長期的に行うこととしており、標準的な保険料算定方式として、賦課限度額は国の政令基準とするとしております。政令に準拠すべきものと判断をしております。なお、運営方針によると、政令基準によらない限度額を設定している市町村はないということで、今回の限度額の引上げにつきましては、高齢化の進展等により医療給付等が増加する一方で、被保険者の所得が伸びないような状況ということがございまして、保険税の収入の確保をするため、中間所得者層の負担に配慮しつつ、高所得者に負担を求めていくという考え方の下で制定をされたものでございます。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　福田部長は法律よりも福岡県が決めた運営指針のほうが自分を拘束するものとしては強いんだという言い方に聞こえましたけれど、実は私はそういうことを聞いていない。片峯市長に尋ねているわけですよ。片峯市長の政治姿勢はこういう議案提出の仕方をするのかということを聞いているわけですよ。上げなければならないと、法律でなっていないんでしょう。でも、上げますと。議会に諮らずに自分の判こだけで決めますというような政治姿勢を、片峯市長は自分の政治姿勢として許されるのかというようなことを聞いたわけですよ。どうなんですか。

○議長（松延隆俊）

　片峯市長。

○市長（片峯　誠）

　今回の専決処分につきましては、国のほうの法改正に伴いまして４月１日から施行すべきものというように判断をいたしました。それが一つでございます。もう一点につきましては、この改正により本市の条例についても改正するものでございますので、国の法改正に伴い改正をするものでございますので、その必然性からしても、議会、議員の皆さんにも理解いただけるものと判断をし、今回このような専決処分としたものでございます。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　世の中の法律がそうだから、仕組みがそうだから、仕方がないというようなことをおっしゃるつもりのようですけれど、実は仕組みはそうなっていないでしょう。法によって上限はここまで上げるけれど、それにすぐ従いなさいとかいう法律になっていないでしょう。だから、最初に聞いたではないですか。地方議会で議決するものというふうになっていますよと、自分で言っているではないですか。それで、４月１日から実施すべきだと判断したと言うけれど、意味が分からない。それからいっても、４月１日ではなくたっていいわけでしょう。きちんと市民の代表で議会があるわけですから、議会に議案を出して、そしてきちんとやればいいではないですか。決めたことを後で追認してくれというような臨時議会の提案の仕方はおかしいでしょう。

それから必然性とも言ったんだけれど、最初は、すべきだと判断したとか言う、必然性だとか言う、どこに必然性があるんですか。全くないです。

それで、今度のことについて、こういうやり方は市民の感覚から言えば、議会人としても認めがたいということを言っておきたいと思うんだけれど。そこで、今回の限度額引上げに伴って、その影響をどう把握しているのかお尋ねをいたします。

○議長（松延隆俊）

　医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

　今回の影響ですが、まず基礎課税分につきましては、改正前は１１０世帯ございまして、引き上げられることによって、６３万円から６５万円までの間の方、この世帯が省かれますので、改正後は１０４世帯と、６世帯減るような形になります。賦課限度額を超えて、課税されていない分の影響額としては２１０万円ほどございます。後期高齢者支援金のほうですが、こちらのほうは改正前が２２１世帯、改正後が１９４世帯で、２７世帯の超過分が減るということになります。影響額としては２０８万円ほどになり、併せて約４２０万円の影響額が出まして、この分が増税分ということになってきます。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　影響を受けると思われる世帯が大金持ちですか、富裕層ですか。それとも、地元で一生懸命汗を流して働いている中小業者が多いですか。どういった層に新たな負担が行くという評価をしていますか。

○議長（松延隆俊）

　医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

　保険税の計算については、年間の総収入から控除を引いた所得を基に計算しておりますが、大体、所得で７２０万円ぐらいの方が一番低い方になっております。これを総収入に戻しますと、世帯構成によっても幅がありますが、大体９００万円ぐらいの収入を得ている方だと認識しております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　その額はその額でしょうけれど、私が聞いたのは先ほどの質問ですよ。富裕層が負担を多く取るのか、それとも一生懸命働いている地元の業者の皆さんのところが、これ以上の負担ということになってしまうのか。この質問には答えにくいですか。

○議長（松延隆俊）

　医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

　１世帯ごとの確認はちょっとしておりませんので、どこからが富裕層と言うのはちょっと難しいと思いますが、大体、世帯で９００万円以上を年間で収入として得ている世帯が対象ということになります。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　どこから富裕層と言うんですかというふうに言われたけれど、所得が１億円ぐらいですよ、私が言う富裕層は。所得ですよ。

それで、ばたばたと議会にも相談せずに、片峯市長が４月１日からということで専決処分したんだけれど、これはそれをしなければ、飯塚市の国民健康保険特別会計がもたないというようなことなんですか。

○議長（松延隆俊）

　医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

　会計自体の影響としては、先ほど言いました４２３万円の増額ということになるわけですけれど、もたないかと言われると、そういうことはございません。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　本市の安定的な国民健康保険会計の運営には関係ないわけでしょう。関係ないですね。

○議長（松延隆俊）

　医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

　国民健康保険会計の会計上どうしても必要なことかと言われると、そうではございませんけれど、政令が変わっているということでの改正でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　関係がないというのをお認めになりましたね。そうすると、何が残るかというと、国が今、軍事費は２倍にしていこうとかいうことを政府が言っているようですけれど、国保に対する応援も、全国知事会が要求しても足を踏み出さない中で、小さな一歩ぐらいありましたけれど、国民の生命を守る土台となる国保をどうするかというときに、国が言うとおり、県単位だとか、横一列とか、それぞれの保険者の状況はお構いなしに、国がこうせよと言えばそうする。県はそうするようにしましたからと言えばそうする。こういうところには、市民の生命と健康を守るのにどうしてもしっかりさせなければならない国民健康保険制度そのものを大事にするというよりは、国が言うから、県が言うからみたいなことを優先していると思うわけですよ。

片峯市長、結果として、あなたが言った４月１日からすべきものというのは、安定的な運営のことではない。健全な国保会計の運営のことではないということになるわけですよ。あなたがすべきだ、必然性だと言っているのは、国が言うからそのとおりにさせてもらおうかな、むしろ福岡県の運営指針がそうだからするという福岡県に付き合っているだけの話ですよ。そして一方で、市民には相談なし。議会にも相談はない。こういうような国民健康保険制度に対する片峯市長の姿勢は正しくないというふうに思います。何か言うことがありますか。

○議長（松延隆俊）

　片峯市長。

○市長（片峯　誠）

　私はどうしても議員は分かっていらっしゃって、そうやっておっしゃっているようにしか聞こえないんですが、国民健康保険税の制度そのものが基本的には、私は相互扶助の考え方で成り立っているものだと理解をしています。飯塚市だけではなく、広域で、かつ国のほうとして、それをどのように運用していくかということで成り立っているものでございますので、国がそう動きます、広域である県がそう動きます、飯塚市だけが違う動きをします、とかいうようなことは私はないものと思いますので、確かにこの施行とか日程等が違う日程でしたら、議員の皆さんにも前もって提案をして、ご意見を拝聴しながら条例を制定するというのが正しいやり方ということはもちろん理解をしておりますが、国の決定のほうが遅れましたので、３月議会にきちんとした形で間に合わせることができませんでしたので、今回このような専決をさせていただいた次第でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　傍聴している市民が今の答弁を聞いたら、法律どおりに片峯市長はやろうとしているんだなと。それに対して、共産党の川上議員は法律どおりにするなと言っているのかなと思われてしまうような答弁をしましたけれど、法律は先ほどから繰り返し言っているように、片峯市長、私は分かって当然聞きますよ。分かっていなくて聞くわけないでしょう。だから、法律は上げることができると、できる規定なんでしょう。あなたは国民健康保険の安定的な健全な運営のために、全く関係のない引上げを決断したということでしょう。だから、何が残るかというと、国が、できる規定なのに、あなたが上げるべきだと判断したという、この事実だけ残る。それで、その本質は何かというと、国の責任にして横並びで一斉に上げる。福岡県単位のそれを。あなたは福岡県の副会長、県市長会の。そうなんですか。それと何か関係あるかどうか分からないけれど、そういう法律で市民に負担増を請うた。議会に諮らずに勝手に判こを押しているというのが、今、浮き彫りになったと思います。質問を終わります。

○議長（松延隆俊）

　ほかに質疑はありませんか。１１番　田中武春議員。

○１１番（田中武春）

　私のほうからは、「議案第５２号　飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」について、何点かご質問したいと思います。今回の給与に関する条例改正、内容についてですけれども、これは国に準じて行っているというふうに私は理解しますけれども、その考え方をお示しください。

○議長（松延隆俊）

　人事課長。

○人事課長（関　敏幸）

　ただいまのご質問にお答えさせていただきます。国におきましては、令和３年８月に人事院勧告が出されまして、これを受け、令和４年４月１３日に一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が公布されております。私ども飯塚市におきましても、この人事院勧告を参考にいたしまして、条例改正議案を上程しているわけでございますけれども、今回改正に至りましては、期末手当に係る支給率の引下げ及び令和３年１２月の期末手当支給に係る調整を実施するということで、国に準じた形で上程をさせていただいております。

○議長（松延隆俊）

　１１番　田中武春議員。

○１１番（田中武春）

　次に、本市には会計年度任用職員という方がおられますけれども、この辺の取扱いについては、どのような考えをお持ちかお示しください。

○議長（松延隆俊）

　人事課長。

○人事課長（関　敏幸）

　会計年度任用職員につきましては、御承知のとおり会計年度ごとでの任用を行っておりまして、期末手当支給割合につきましては、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則で規定をしております。会計年度任用職員につきましては、今回の人事院勧告を参考にした改定は実施をいたしておりません。

○議長（松延隆俊）

　１１番　田中武春委員。

○１１番（田中武春）

　もしもですけれども、今回、この人勧に関する条例改正案をもし行わなかった場合は、何か国からのペナルティーというものがあるんでしょうか。

○議長（松延隆俊）

　人事課長。

○人事課長（関　敏幸）

　ただいま質問議員が申されましたペナルティーというものはございませんが、地方公務員の給与改正につきましては、各地方公共団体において、地方公務員法の趣旨に沿って適切に対応することとされております。人事委員会を持たない飯塚市のような地方自治体では、国家公務員の給与と均衡の原則に基づきまして、国の人事院勧告を参考に内部協議を経まして、国の給与法の改正のタイミングに合わせて、条例の改正を行っているのが実情でございます。今回の減額の勧告でございますが、もちろん増額の勧告の場合も同様の手順で、本市職員の給与等を決定いたしております。

○議長（松延隆俊）

　１１番　田中武春議員。

○１１番（田中武春）

　今回の人勧では、令和４年３月末に定年退職され、同年４月から再任用職員となった方については、令和４年６月に給付される期末手当の額から調整額を減じた額を支給するということになっていますけれども、定年退職されて、再任用職員を希望しない方については、この調整額を減ずる措置は対象外というふうになっております。このようなこともございますので、所管は総務委員会になると思いますが、その辺も含めて十分協議をしていただきたいということで、質問を終わりたいと思います。

○議長（松延隆俊）

　ほかに質疑はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

　質疑を終結いたします。本案４件は、議案付託一覧表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

以上をもちまして、本日の議事日程を全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。なお、明５月２７日の会議は、諸般の都合により、午後１時に繰り下げて開くことにいたします。どうもお疲れさまでした。

午前１０時３９分　散会

◎　出席及び欠席議員

　（　出席議員　２８名　）

１番　　松　延　隆　俊

２番　　坂　平　末　雄

３番　　光　根　正　宣

４番　　奥　山　亮　一

５番　　金　子　加　代

６番　　兼　本　芳　雄

７番　　土　居　幸　則

８番　　川　上　直　喜

９番　　永　末　雄　大

１０番　　深　町　善　文

１１番　　田　中　武　春

１２番　　江　口　　　徹

１３番　　小　幡　俊　之

１４番　　上　野　伸　五

１５番　　田　中　裕　二

１６番　　吉　松　信　之

１７番　　福　永　隆　一

１８番　　吉　田　健　一

１９番　　田　中　博　文

２０番　　鯉　川　信　二

２１番　　城　丸　秀　髙

２２番　　守　光　博　正

２３番　　瀬　戸　　　光

２４番　　平　山　　　悟

２５番　　古　本　俊　克

２６番　　佐　藤　清　和

２７番　　道　祖　　　満

２８番　　秀　村　長　利

◎　職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長　　二　石　記　人

議会事務局次長　　太　田　智　広

議事調査係長　　渕　上　憲　隆

書記　　安　藤　　　良

議事総務係長　　今　住　武　史

書記　　生　山　真　希

書記　　宮　山　哲　明

◎　説明のため出席した者

市長　　片　峯　　　誠

副市長　　久　世　賢　治

企業管理者　　石　田　愼　二

総務部長　　許　斐　博　史

行政経営部長　　東　　　剛　史

市民協働部長　　久　家　勝　行

市民環境部長　　福　田　憲　一

経済部長　　兼　丸　義　経

福祉部長　　渡　部　淳　二

都市建設部長　　中　村　洋　一

教育部長　　山　田　哲　史

企業局長　　本　井　淳　志

経済政策推進室長　　早　野　直　大

福祉部次長　　長　尾　恵美子

都市建設部次長　　臼　井　耕　治

都市建設部次長　　大　井　慎　二

人事課長　　関　　　敏　幸

医療保険課長　　鐘ヶ江　孝　二